

平成 29 年 11 月 7 日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」  
「エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり  
＜愛称：エマヘッジN＞」  
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の各ファンドにつきまして、債券等の運用指図権限の委託および委託先への報酬支弁にかかる約款変更をいたしましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更により受益者のみなさまに不利益を及ぼすものではございません。また、本件変更後も各ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

①エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

(以下、「マザーファンド」ということがあります。)

②エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり

＜愛称：エマヘッジN＞

(以下、「ベビーファンド」ということがあります。)

2. 約款変更日 平成 29 年 11 月 7 日

3. 変更理由

債券等の運用指図権限の委託および委託先への報酬支弁について、ベビーファンドにおける関連規定を削除し、マザーファンドにおける委託先への報酬にかかる記載（計算方法と支弁時期）に報酬体系を整備（変更）するもの。

#### 4. 変更内容

◇ベビーファンドはマザーファンドを通じて債券等を実質的な投資を行うため、当該債券等の運用指図権限委託にかかる契約対象（報酬にかかる規定）をマザーファンドのみとするもの。

##### ①エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

- 再委託報酬の計算対象をマザーファンドの純資産総額とし、支弁時期を各ベビーファンドの決算ごとから年2回（2・8月）に変更。（変更の概念図①）マザーファンドにおける当該規定を変更。  
（一般的な他のファミリーファンド方式の再委託ファンドと同様、マザーファンドにおいて報酬支弁を規定するもの）

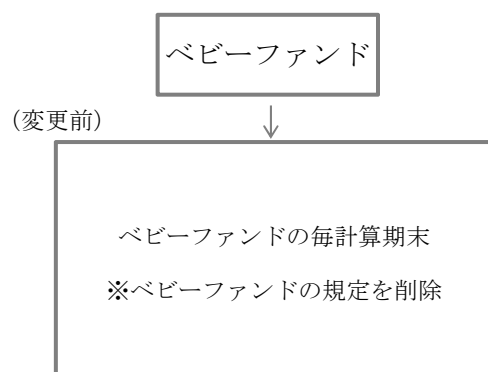
##### ②エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり

<愛称：エマヘッジN>

- ベビーファンドに規定されるマザーファンドにかかる再委託報酬に関する規定を削除。（変更の概念図②）  
（同削除により再委託報酬の計算対象をベビーファンドにおけるマザーファンド組入額からマザーファンドの純資産総額とするもの）

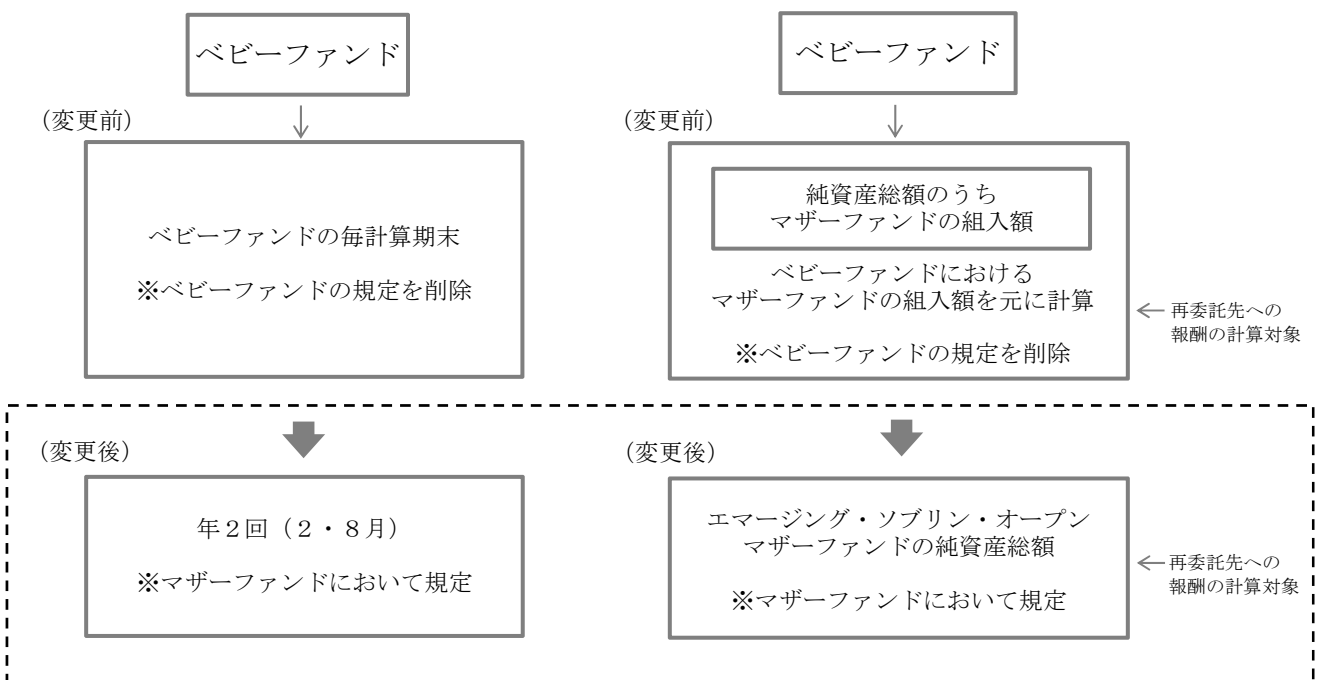
#### 変更の概念図①

##### ■委託報酬の支弁時期の変更



#### 変更の概念図②

##### ■再委託報酬の計算対象の変更



※当該マザーファンドを投資対象とするベビーファンドには、既に同変更（対応）を行っているものがあります。

◇マザーファンドおよびベビーファンドにおいて、双方の約款に運用指図権限委託にかかる条文が規定されていたものを、ベビーファンドの規定を削除し、マザーファンドの規定に整備するもの。

②エマーシング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり

<愛称：エマヘッジN>

- ベビーファンドにおける債券等の運用指図権限委託に関する規定を削除（変更の概念図③）。

#### 変更の概念図③

##### ■運用指図権限の規定の整備

(変更前)

	運用指図権限規定
ベビー ファンド	○
マザー ファンド	○



ベビーファンドの  
当該規定を削除

(変更後)

	運用指図権限規定
ベビー ファンド	— (削除)
マザー ファンド	○

※当該マザーファンドを投資対象とするベビーファンドには、同様の変更（対応）を行っているものがあります。

以上

#### ・ 本お知らせに関するお問い合わせ

三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034

【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】

#### ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ

お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。